

守管理への反映が図られるよう指導する。

また、営団日比谷線中目黒駅構内列車脱線衝突事故に関する調査報告書を踏まえ、脱線を防止する上

で有効とされる静止輪重の管理等を実施するよう指導する。

## 第4節 踏切道における交通安全に関する施策

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法（昭36法195）及び第7次踏切事故防止総合対策に基づき、次のような諸施策を積極的に推進する。

### 1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

大都市及び主要な地方都市における踏切道については、道路管理者と鉄道事業者が連携を強化し、「抜本対策」による踏切除却と、「速効対策」による踏切事故の防止及び交通の円滑化により、踏切道対策を総合的に推進する。特に、交通遮断の著しいボトルネック踏切については、緊急的かつ重点的に改良を推進する。

連続立体交差事業について、都道府県、政令市に限定されていた施行者に、県庁所在都市及びそれに準ずる都市（人口20万人以上の都市及び特別区）を追加し事業のペースアップを図る。また、歩行者等の踏切横断の安全確保と円滑化のための踏切道の構造改良を推進する。

### 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を行う。

また、大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行回数が多く、かつ、列車の種別等により警報開始から列車が踏切道に到達するまでの時間に差が生じているものについては、「速効対策」として踏切遮断時間を適正化するための警報時間制御装置の整備等を進める。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要

に応じ、障害物検知装置、門型警報装置（オーバーハング型警報装置）、大口径遮断桿等の大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

### 3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に合わせて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性にかんがみ、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとしている。

### 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、車両通行止め、一方通行等の交通規制、情報通信技術（IT）の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための技術開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、踏切歩行者空間の確保を推進するため、利用者の意向を反映し、道路管理者と鉄道事業者の協

ボトルネック踏切

ピーク時遮断時間が40分/時以上又は踏切交通遮断量が5万台時/日以上

議を迅速化する新たな調整方式を実施する。  
さらに、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切

支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を強化する。

### 第5節 救助・救急体制の整備

鉄軌道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄軌道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

特に、重大事故等発生時の緊急体制の再確認と、二次災害防止のための安全管理の徹底を図る。

また、早期に応急手当を実施するため、鉄軌道事業者に従事する職員の応急手当講習の受講を推進する。

### 第6節 科学技術の振興

国土交通省関係の研究

ア 気象庁気象研究所等の研究

鉄軌道交通の安全に寄与する気象情報の精度向上を図るため、気象研究所を中心に、第1部第1章第8節1(6)ウで述べた研究等、気象・地象・水象に関する基礎的及び応用的研究を行う。

イ 独立行政法人交通安全環境研究所の研究

事故防止のための研究開発を推進し、鉄軌道交通の安全性の向上を図るため、新しい交通システムの実用化や高度化した走行装置、電子機器等の導入に対応した安全性・信頼性評価のための研究等を行う。また、国際規格で求められる無人運転などに対する安全性、信頼性の定量的評価法に関する研究を行う。